ahcgroup

第11回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年２月25日(木曜日)
午前10時

場所 東京都千代田区外神田４-14-１
秋葉原ＵＤＸ南ウイング６Ｆ
秋葉原ＵＤＸカンファレンスＡ・Ｂ

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件
第２号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件



＜ご来場自粛のお願い＞
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場は可能な限り、お控えくださいますようお願い申し上げます。

ＡＨＣグループ株式会社
証券コード 7083

証券コード　7083
2021年２月10日

株　主　各　位

東京都千代田区岩本町二丁目11番９号
イ ト ー ピ ア 橋 本 ビ ル ２ 階
ＡＨＣグループ株式会社
代 表 取 締 役　荒 木　喜 貴

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、株主の皆様におかれましては、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送(書面)による事前の議決権行使を頂きますようお願い申し上げます。
　つきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2021年２月24日(水曜日)午後６時30分までに到着するようご返送頂きたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時	2021年２月25日(木曜日)午前10時
２．場　　所	東京都千代田区外神田４丁目14－１ 秋葉原ＵＤＸ南ウイング６Ｆ　秋葉原ＵＤＸカンファレンスＡ･Ｂ
３．目的事項	報告事項　１．第11期(2019年12月１日から2020年11月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第11期(2019年12月１日から2020年11月30日まで)計算書類報告の件 決議事項　第１号議案　取締役７名選任の件 第２号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以　上

■ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
■ 本招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(https://ahc.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役及び会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
■ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページに掲載させて頂きます。
■ 第11回定時株主総会の決議の結果につきましては、当社ホームページに掲載させて頂きます。
■ 株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

【株主様へのお願い】

■ 株主総会当日までに新型コロナウイルス感染拡大防止に対する政府等関係機関より発表があり、対応を変更する場合がございます。当社ホームページ(https://ahc.co.jp/)に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
■ 株主総会当日、株主様のための消毒液を配備いたします。また、ご来場くださいました株主様は必ずマスクのご持参、着用をお願い申し上げます。
■ 会場受付前にてご来場くださいました株主の皆様の検温をさせて頂きます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外より帰国され、14日間以上経過されていない方は、株主総会会場への入場をお断りさせて頂く場合がございます。
■ 本株主総会におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催時間の短縮のため、報告事項や議案の詳細なご説明を省略させて頂きます。事前にお手元にございます本招集ご通知の内容をご一読くださいますよう、お願い申し上げます。

【当社の対応について】

■ 株主総会時における当社関係者は当日の体調を確認のうえ、マスク着用で対応させて頂きますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
■ 新型コロナウイルスの感染状況次第では、株主総会会場、開始時刻等が変更になる場合がございます。その際は当社ホームページ(https://ahc.co.jp/)に掲載いたしますので、事前にご確認をお願い申し上げます。

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(2019年12月 1 日から
2020年11月30日まで)

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日本政府の経済政策や日本銀行による金融政策の継続により、緩やかな景気回復が続いていたものの、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう経済活動の停滞等により景気動向は急速に悪化し、厳しい経済環境となりました。緊急事態宣言の解除やＧｏＴｏキャンペーンの効果で一部回復の兆しがみられるものの、再び新型コロナウイルス感染者数が増加しており、依然として予断を許さない状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境においては、福祉業界では障害者数全体は増加傾向にあり、その内、障害福祉サービス及び障害児サービスの利用者数も2020年９月時点で128.3万人と前年同月と比べ4.4％増加(出典：厚生労働省「障害福祉サービス等の利用状況」)しており、この増加は継続していくものと考えております。

介護業界では「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者世代となる2025年には65歳以上人口は3,677万人、「団塊の世代ジュニア」が全員65歳以上となる2040年には65歳以上人口は3,920万人に達すると推計(出典：内閣府「令和２年版高齢社会白書」)され、高齢者人口の増加にともない、今後も需要の増加と拡大が想定されています。一方で、介護職員の人材不足という課題があります。

外食業界では新型コロナウイルス感染症拡大防止にともない、政府・各自治体からの外出自粛要請や営業時間短縮要請等の影響もあり、店内飲食の利用が減少し、テイクアウトやデリバリーの利用が急増しております。

このような状況の下、当社グループでは新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組みながら、積極的に新規事業所の開設を行ってまいりました。福祉事業では放課後等デイサービスを新規に１事業所、共同生活援助(グループホーム)を新規に10事業所(69居室)開設、介護事業ではデイサービスを新規に３事業所開設、外食事業では１店舗閉店し、当連結会計年度末の各事業の拠点数は福祉事業51事業所、介護事業36事業所、外食事業８店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高4,086,602千円と前期と比べ33,531千円(0.8％)の減収、営業利益106,823千円と前期と比べ136,399千円(56.1％)の減益、経常利益197,862千円と前期と比べ57,606千円(22.5％)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益102,757千円と前期と比べ75,935千円(42.5％)の減益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(福祉事業)

福祉事業におきましては、放課後等デイサービスを三重県に１事業所、共同生活援助(グループホーム)を千葉県に５事業所(40居室)、新たに埼玉県に３事業所(18居室)、三重県に２事業所(11居室)を開設する等、積極的な事業展開を図りました。これらにより、当連結会計年度末時点で51事業所(87居室)となり、売上高1,858,956千円と前期と比べ240,360千円(14.8％)の増収、営業利益272,267千円と前期と比べ15,374千円(6.0％)の増益となりました。

(介護事業)
　介護事業におきましては、事業譲受により５月にデイサービスを１事業所、９月にデイサービスを２事業所開設しております。これらにより、当連結会計年度末時点で36事業所となり、売上高1,578,773千円と前期と比べ93,601千円(6.3%)の増収、営業利益139,120千円と前期と比べ27,540千円(24.7%)の増益となりました。

(外食事業)
　外食事業におきましては、度重なる営業時間短縮要請に応じながら営業をしてまいりました。また、新たな試みとして居酒屋２店舗にてランチ営業、カツカレー専門店にてデリバリーを始めました。これらにより、当連結会計年度末時点で８店舗となり、売上高648,872千円と前期と比べ367,494千円(36.2%)の減収、営業損失56,405千円(前期は営業利益80,116千円)となりました。

セグメント別売上高

事　業　別	2019年度　第10期	2020年度　第11期
福　祉　事　業	1,618,596 千円	1,858,956 千円
介　護　事　業	1,485,171 千円	1,578,773 千円
外　食　事　業	1,016,366 千円	648,872 千円
合　計	4,120,134 千円	4,086,602 千円

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況
　当連結会計年度に実施した設備投資の総額は200,748千円であり、その主なものは、福祉・介護事業所の新設(放課後等デイサービス１事業所・共同生活援助(グループホーム)８事業所・生活介護１事業所・デイサービス３事業所、土地・建物等の購入であります。

(3) 資金調達の状況
　2020年２月25日の東京証券取引所マザーズへの上場にともない、公募増資により931,040千円、オーバーアロットメントにともなう第三者割当増資により51,004千円の資金調達を行いました。さらに、ストック・オプションとして新株予約権の権利行使により660千円、金融機関からの借入により1,300,000千円の資金調達を行いました。これらにより、総額2,282,705千円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題
　当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

(全社)
① 新型コロナウイルス感染症への対応
　新型コロナウイルス感染症への対応として、福祉・介護事業所、外食店舗内での感染リスクに備え、検温や健康状態の確認、手洗い・うがい・消毒・マスク着用の徹底、事業所・店舗内の換気等の取り組みを行っております。その他、オンラインでの会議の実施や本社従業員のリモート勤務、政府・自治体の各種助成金申請、不動産賃料の減免・減額交渉等を引き続き行ってまいります。

② 人材の確保と育成
当社グループの展開する福祉事業・介護事業・外食事業の各分野は、何れも慢性的な労働力不足の問題を抱えております。この対応として、新卒及び中途採用の強化による従業員の確保と階層別研修、評価制度等により、個々の成長をフォローし、職責や当社への帰属意識を高めることで、定着率の安定化を図ってまいります。

③ 管理体制の強化
当社グループは、その中核となる営業の拠点が地域に分散しているため、今後の拠点数の拡大を踏まえ、当社本社を中心とした業務の効率化やリスク管理のための内部管理体制を強化し、企業統治をより機能的に行っていく事が重要と考えております。このため、今後もリスク管理を適切に行える体制整備に努め、効率的な業務フローの改善に取り組み、内部管理体制を強化するとともに、業務の効率化を図ってまいります。

(福祉事業)
① 地域ニーズへの対応とエリア拡大
現在は首都圏を中心に事業を展開しておりますが、その中でも地域毎のニーズに対しては充分に応えられていない状況です。積極的な採用による人材の確保と計画的な育成により、地域のニーズに対応しつつ展開エリアの拡大を進めてまいります。

② 生涯福祉サービスの実現
福祉サービスの事業分野では、個々の事業が充分な連携のもとに動いていない現実が見られます。将来に向けて、幼年から青年、老年に至るまでの生涯福祉サービスを充実させるべく、まずは放課後等デイサービスの利用者の次のステージとして想定している就労移行支援・就労継続支援Ｂ型・生活介護事業所との連携を強化することによって日中サービスを充実させ、また、グループホームによって夜間サービス強化の取り組みを進め、様々な世代に対してより包括的な福祉サービスを提供する、新たな事業ポートフォリオの構築を進めてまいります。

(介護事業)
① 事業効率の向上
介護事業においては、より効率的な事業運営を進めていくためにも、「グリーンデイ」ブランドの認知度の向上とドミナント形成、行政機関との密な連携や業務効率の改善を進めてまいります。

② 事業所の運営レベルの向上
利用者様により安心・安全・快適に過ごして頂くために、運営品質の向上を図るとともに、事業所の安全性・信頼性を確保してまいります。階層別の集合研修を定期的に行い、営業部長や品質管理担当者の定期巡回等を実施しながら、法令遵守・衛生管理・運営状況等を確認・指導し、事業所の運営レベルの向上を図ってまいります。

(外食事業)
① 既存店売上高の向上
新型コロナウイルス感染拡大状況により、政府・自治体から休業や時短営業等の要請が度々発生しており、今後もこのような要請が発生すると考えられます。今後も継続して店仕込みにこだわった低価格・本物品質の料理・人を想う心のこもった接客サービスを追求し、お客様の満足度の向上に努めてまいります。

② 衛生管理の強化
衛生上の事故を予防し、顧客の信頼を保つ事は、外食事業を継続的に運営する上での前提となります。担当部長によるクレンリネスチェックを行っている他、全店舗において外部業者による定期的な衛生検査を導入し、衛生管理の向上に努めております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	2017年度 第 8 期	2018年度 第 9 期	2019年度 第 10 期	2020年度 第 11 期 (当連結会計年度)
売上高	3,048,204 千円	3,464,256 千円	4,120,134 千円	4,086,602 千円
経常利益	6,336 千円	61,901 千円	255,468 千円	197,862 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△36,386 千円	67,995 千円	178,692 千円	102,757 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△24.26 円	42.50 円	111.68 円	51.98 円
総資産	1,433,818 千円	1,603,795 千円	2,040,724 千円	3,838,894 千円
純資産	23,304 千円	91,236 千円	269,929 千円	1,355,391 千円
1株当たり純資産額	14.57 円	57.02 円	168.71 円	648.42 円

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	2017年度 第 8 期	2018年度 第 9 期	2019年度 第 10 期	2020年度 第 11 期 (当事業年度)
売上高	1,115,494 千円	1,718,711 千円	2,187,147 千円	2,124,059 千円
経常利益又は経常損失(△)	△23,833 千円	12,189 千円	129,972 千円	2,565 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	1,671 千円	333 千円	87,253 千円	△24,829 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	1.11 円	0.21 円	54.53 円	△12.56 円
総資産	981,687 千円	1,187,446 千円	1,624,226 千円	2,640,056 千円
純資産	124,345 千円	124,614 千円	211,867 千円	1,169,743 千円
1株当たり純資産額	77.72 円	77.88 円	132.42 円	559.61 円

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SLカンパニー株式会社	1,000 千円	100 %	福祉事業
テラスワールド株式会社	9,000 千円	100 %	福祉事業
介護ジャパン株式会社	45,000 千円	100 %	介護事業
センターネットワーク株式会社	3,000 千円	100 %	食料品加工販売事業

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
福祉事業	放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、 就労移行支援事業所、就労継続支援Ｂ型事業所、 相談支援事業所、共同生活援助(グループホーム)事業所の運営
介護事業	デイサービス事業所の運営
外食事業	飲食店(居酒屋等)の運営

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	東京都千代田区
福祉事業	放課後等デイサービス事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県 児童発達支援事業所：東京都・千葉県・埼玉県・三重県 就労移行支援事業所：東京都 就労継続支援Ｂ型事業所：東京都・千葉県 相談支援事業所：三重県 共同生活援助(グループホーム)事業所：千葉県・埼玉県・三重県
介護事業	デイサービス事業所：東京都・千葉県・埼玉県・三重県
外食事業	飲食店：東京都

(9) 従業員の状況

① 当企業集団の状況(2020年11月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
355 名	18 名増

(注) 上記従業員の他、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイト)は321名(ただし、1日8時間換算による)が在籍しております。

② 当社の状況(2020年11月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
188 名	10 名増	38.3 歳	3.01 年

(注) 上記従業員の他、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイト)は170名(ただし、1日8時間換算による)が在籍しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
独立行政法人　福祉医療機構	720,000 千円
株式会社　りそな銀行	283,540 千円
株式会社　みずほ銀行	205,378 千円
株式会社　千葉銀行	168,380 千円
株式会社　三井住友銀行	155,350 千円
株式会社　常陽銀行	136,685 千円
株式会社　横浜銀行	120,824 千円
株式会社　きらぼし銀行	101,628 千円

(注) 借入残高が100,000千円以上の金融機関を記載しております。

2．会社の株式に関する事項(2020年11月30日現在)

(1) 発行可能株式総数　6,400,000 株

(2) 発行済株式の総数　2,090,300 株

(3) 株主数　1,063 名

(4) 大株主(上位10名)

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
荒木　喜貴	640,000 株	30.62 %
ＹＨＣ株式会社	601,000 株	28.75 %
MSIP CLIENT SECURITIES	103,800 株	4.97 %
株式会社日本カストディ銀行	69,200 株	3.31 %
Ｇ２株式会社	61,000 株	2.92 %
村光　伸介	60,000 株	2.87 %
吉元　幸次郎	40,000 株	1.91 %
土山　茂太	32,000 株	1.53 %
荒木　喜嗣	29,000 株	1.39 %
荒木　美幸	20,000 株	0.96 %

(注) 1．自己株式は所有しておりません。
2．持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

・新株予約権の数
10,255 個

・目的となる株式の種類及び数
普通株式 102,550 株(新株予約権１個につき10株)

・当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第１回新株予約権
発行決議日	2017年10月21日
当社役員の保有状況	新株予約権の数　900個 目的となる株式の種類　普通株式 目的となる株式の数　9,000株 取締役　２名 監査役　１名
新株予約権の払込価額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	１個あたり118円
新株予約権の行使期間	2019年10月21日から 2027年10月20日まで
新株予約権の行使条件	(注．３)

(注) １．取締役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
２．社外取締役が保有する新株予約権はありません。
３．当社株式が東京証券取引所に上場した日から、次に記載の区分に従い新株予約権を行使することができる。
a. 新株予約権の行使期間の始期から１年を経過する日まで
割り当てられた新株予約権の個数の50％を上限として権利行使できる。
b. 新株予約権の行使期間の始期から１年を経過する日以降
割り当てられた新株予約権の個数の100％を権利行使できる。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	荒木喜貴	
取締役	土山茂太	管理本部長
取締役	吉元幸次郎	介護本部長 介護ジャパン株式会社　代表取締役
取締役	濵田友則	福祉本部長
取締役	武藤輝一	経営管理部長
取締役	寺部達朗	Rights and Business Management Japan株式会社 代表取締役 ルスロジャパン株式会社　監査役 WMパートナーズ株式会社　パートナー ソノーラテクノロジー株式会社　監査役 スポーツＸ株式会社　監査役
常勤監査役	山口進	
監査役	河野博紀	河野博紀税理士事務所　代表 山電産業株式会社　監査役 ＬＩＢＥＲＡ株式会社　監査役 株式会社ワイケー東京　監査役
監査役	村山輝紀	新井・天海・村山・青木法律事務所 パートナー弁護士

(注) 1．取締役　寺部達朗氏は、社外取締役であります。
2．監査役　山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏は、社外監査役であります。
3．取締役　寺部達郎氏、監査役　山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に基づく独立役員に指定しております。
4．監査役　河野博紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役寺部達朗氏、監査役河野博紀氏及び村山輝紀氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　　６名　　85,920千円　　(うち社外　　１名　　2,700千円)
監査役　　３名　　7,680千円　　(うち社外　　３名　　7,680千円)

(注) 取締役の報酬については、役員報酬に関する内規に基づき取締役会で決議しております。監査役の報酬については、監査役会にて協議のうえ決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役	寺部　達朗	Rights and Business Management Japan株式会社　代表取締役、 ルスロジャパン株式会社　監査役、 WMパートナーズ株式会社　パートナー、 ソノーラテクノロジー株式会社　監査役 スポーツＸ株式会社　監査役	特別な関係はありません。
社外監査役	河野　博紀	河野博紀税理士事務所　代表、 山電産業株式会社　監査役、 ＬＩＢＥＲＡ株式会社　監査役、 株式会社ワイケー東京　監査役	特別な関係はありません。
社外監査役	村山　輝紀	新井・天海・村山・青木法律事務所　パートナー弁護士	特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動内容
社外取締役	寺部　達朗	当事業年度に開催した19回の取締役会の全てに出席し、主に会社経営者としての見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	山口　進	当事業年度に開催した19回の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に出身分野である監査役としての見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	河野　博紀	当事業年度に開催した19回の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	村山　輝紀	当事業年度に開催した19回の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	28,000 千円
② 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2,000 千円
③ 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000 千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引所に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会がEY新日本有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(7) 現に受けている業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(8) 過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(9) 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、全てのステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため取締役及び従業者は、法令や定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組む。また、反社会的勢力等の排除に向けた対応体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、諸規程にのっとり、取締役の職務の執行に係る情報等を文書に記録して保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、各々のリスクにつき、これを未然に防止するための措置を行う事でリスク管理体制の充実を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役は、取締役会決議に基づき当社の職務執行を行う。重要事項については、効率性の観点から、事前に協議を行った上で取締役会にて決議する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業活動に関連する法規の周知並びに会社規程類等の継続的整備と周知を図るとともに、定期的な内部監査により、必要な改善を図る。

⑥ 当社及びその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程を定め、各担当部門が業務執行の状況について管理及び支援を行う。また、定期的な内部監査により、要な改善を図る。

⑦ 監査役が職務を補助する従業員を求めた場合における従業員に関する体制
監査役がその職務を補助すべき従業員を置く事を求めた場合、従業員から監査役補助者を任命することができる。

⑧ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者の評価、任命、解任、人事異動、考課等については、監査役の同意を得た上で取締役会が決定する。

⑨ 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助者は、監査役の指示の実効性を確保する観点から、監査役の指揮・命令に服する。

⑩ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制をとる。

⑪ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制
監査役へ報告をした者に対して、いかなる不利益な取扱いも行わない。

⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行にともない生ずる費用を請求するときは、これに応じる。

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が取締役会をはじめとする会議で意見陳述することや、必要とする資料を閲覧することができる体制を整備することで、実効性を確保する。また、代表取締役と監査役は、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、随時協議を行う。

上記体制の運用状況
当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行ってまいります。また、内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況や必要に応じて講じられた再発防止策への取り組みを行うことにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当年度においては、内部統制システムの運用上新たに見出された問題等について、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施いたしました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合には、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定でおります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行う事を基本方針としております。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら適宜対応していく予定であります。

また、毎事業年度における剰余金の配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年２回とし、これらの配当の決定につきましては、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会としております。なお、当社は、取締役会決議により毎年５月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て(小数点以下の表示は四捨五入)して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,134,768**	**流動負債**	**874,518**
現金及び預金	2,291,293	買掛金	32,611
売掛金	689,577	1年以内返済長期借入金	413,690
たな卸資産	5,820	未払金	10,190
その他	157,689	未払費用	266,927
貸倒引当金	△9,612	未払法人税等	84,595
固定資産	**704,126**	未払消費税等	4,944
有形固定資産	487,925	預り金	17,795
建物	227,485	賞与引当金	26,596
建物附属設備	302,351	その他	17,167
工具、器具及び備品	82,665	**固定負債**	**1,608,984**
土地	80,646	長期借入金	1,596,756
その他	22,345	リース債務	10,463
減価償却累計額	△213,847	長期未払金	595
減損損失累計額	△13,721	その他	1,169
無形固定資産	31,867	**負債合計**	**2,483,502**
のれん	15,611	**(純資産の部)**	
商標権	2,623	**株主資本**	**1,355,391**
ソフトウェア	13,632	資本金	499,352
投資その他の資産	184,333	資本剰余金	495,608
繰延税金資産	42,848	利益剰余金	360,430
敷金差入保証金	49,964		
権利金	76,407		
その他	15,112	**純資産合計**	**1,355,391**
資産合計	**3,838,894**	**負債・純資産合計**	**3,838,894**

連結損益計算書

（2019年12月 1 日から
2020年11月30日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**4,086,602**
売上原価		**3,622,223**
売上総利益		**464,379**
販売費及び一般管理費		**357,555**
営業利益		**106,823**
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	0	
保険解約返戻金	47,200	
雇用調整助成金	20,794	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	36,357	
雑収入	22,979	127,363
営業外費用		
支払利息	11,578	
株式交付費	8,065	
上場関連費用	7,621	
雑損失	9,060	36,325
経常利益		**197,862**
特別損失		
固定資産除却損	185	
減損損失	10,000	10,186
税金等調整前当期純利益		**187,675**
法人税、住民税及び事業税	91,806	
法人税等調整額	△6,888	84,918
当期純利益		**102,757**
親会社株主に帰属する当期純利益		**102,757**

連結株主資本等変動計算書

（2019年12月 1 日から
2020年11月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	8,000	4,256	257,672	269,929	269,929
当期変動額					
新株の発行	491,022	491,022		982,044	982,044
新株の発行 (新株予約権の行使)	330	330		660	660
親会社株主に帰属する 当期純利益			102,757	102,757	102,757
当期変動額合計	491,352	491,352	102,757	1,085,462	1,085,462
当期末残高	499,352	495,608	360,430	1,355,391	1,355,391

貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,060,559**	**流動負債**	**620,424**
現金及び預金	1,652,160	買掛金	15,390
売掛金	306,976	1年以内返済長期借入金	388,294
たな卸資産	3,429	リース債務	8,597
前払費用	43,924	未払金	6,029
短期貸付金	3,000	未払費用	154,119
その他	52,236	未払法人税等	20,627
貸倒引当金	△1,168	預り金	14,206
固定資産	**579,497**	賞与引当金	2,119
有形固定資産	318,258	その他	11,040
建物	154,162	**固定負債**	**849,889**
建物附属設備	140,292	長期借入金	838,256
工具、器具及び備品	44,629	リース債務	10,463
土地	80,646	その他	1,169
その他	17,513	**負債合計**	**1,470,313**
減価償却累計額	△110,552	**(純資産の部)**	
減損損失累計額	△8,434	**株主資本**	**1,169,743**
無形固定資産	31,867	資本金	499,352
のれん	15,611	資本剰余金	519,727
商標権	2,623	資本準備金	491,352
ソフトウェア	13,632	その他資本剰余金	28,375
投資その他の資産	229,371	利益剰余金	150,662
関係会社株式	106,000	その他利益剰余金	150,662
長期貸付金	3,250	特別償却準備金	2,908
長期前払費用	10,066	繰越利益剰余金	147,753
繰延税金資産	22,869		
敷金差入保証金	25,291		
権利金	61,543		
その他	351	**純資産合計**	**1,169,743**
資産合計	**2,640,056**	**負債・純資産合計**	**2,640,056**

損 益 計 算 書

（2019年12月 1 日から
2020年11月30日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**2,124,059**
売上原価		**1,894,675**
売上総利益		**229,384**
販売費及び一般管理費		**286,077**
営業損失		**56,692**
営業外収益		
受取利息	2,391	
受取配当金	0	
保険解約返戻金	30,915	
雇用調整助成金	15,621	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	22,044	
雑収入	22,071	93,045
営業外費用		
支払利息	10,242	
雑損失	7,858	
その他	15,686	33,787
経常利益		**2,565**
特別損失		
固定資産除却損	56	
減損損失	10,000	10,057
税引前当期純損失		**7,492**
法人税、住民税及び事業税	21,800	
法人税等調整額	△4,462	17,337
当期純損失		**24,829**

株主資本等変動計算書

（2019年12月 1 日から
2020年11月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 特別償却準備金
当期首残高	8,000	－	28,375	28,375	4,222
当期変動額					
新株の発行	491,022	491,022		491,022	
新株の発行 (新株予約権の行使)	330	330		330	
当期純損失				－	
特別償却準備金の取崩				－	△1,313
当期変動額合計	491,352	491,352	－	491,352	△1,313
当期末残高	499,352	491,352	28,375	519,727	2,908

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計			
当期首残高	171,269	175,492	175,492	211,867	211,867
当期変動額					
新株の発行		－	－	982,044	982,044
新株の発行 (新株予約権の行使)		－	－	660	660
当期純損失	△24,829	△24,829	△24,829	△24,829	△24,829
特別償却準備金の取崩	1,313	－	－	－	－
当期変動額合計	△23,516	△24,829	△24,829	957,875	957,875
当期末残高	147,753	150,662	150,662	1,169,743	1,169,743

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２１年2月3日

ＡＨＣグループ株式会社
　取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　浦　　太　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　丸　山　高　雄　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＡＨＣグループ株式会社の２０１９年１２月1日から２０２０年１１月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＡＨＣグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２１年2月3日

ＡＨＣグループ株式会社
　取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　浦　　太　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　丸　山　高　雄　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＡＨＣグループ株式会社の２０１９年１２月１日から２０２０年１１月３０日までの第１１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年12月１日から2020年11月30日までの第11期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月３日

ＡＨＣグループ株式会社　監査役会

常勤監査役(社外)　山　口　　進　㊞

監　査　役(社外)　河　野　博　紀　㊞

監　査　役(社外)　村　山　輝　紀　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案	取締役７名選任の件

取締役全員(全員)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役２名を含む取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

１．荒木（あらき）　喜貴（よしたか）　再　任

生年月日	1975年５月19日	所有する当社の株式数	1,241,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2001年10月　ワタミ株式会社　入社 2007年 ５月　介護ジャパン株式会社設立　代表取締役 2008年 ７月　ガンバリズム株式会社設立　代表取締役 2010年 １月　当社設立　代表取締役(現任)		
取締役候補者とした理由	経営者として優れたリーダーシップを発揮し、当社事業を拡大してきました。その豊富な事業経験や幅広い知識と見識から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

２．土山（つちやま）　茂太（しげた）　再　任

生年月日	1973年７月１日	所有する当社の株式数	93,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1998年 ６月　ワタミ株式会社　入社 2007年 ５月　介護ジャパン株式会社設立　取締役 2008年 ７月　ガンバリズム株式会社設立　取締役 2010年 １月　当社設立　取締役 2018年 ６月　当社取締役　管理本部長(現任)		
取締役候補者とした理由	当社事業全般における豊富な業務経験と実績を有し、現在も管理本部長として経営体制の強化にあたり重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

3．吉元（よしもと）　幸次郎（こうじろう）　再　任

生年月日	1977年９月22日	所有する当社の株式数	40,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2001年 ８月　ワタミ株式会社　入社 2008年 ３月　介護ジャパン株式会社　取締役 2008年 ７月　ガンバリズム株式会社設立　取締役 2010年 １月　当社設立　取締役 2013年 ７月　ここしあ株式会社　代表取締役 2017年 ２月　介護ジャパン株式会社　代表取締役(現任) 2017年12月　当社取締役　介護本部長(現任)		
取締役候補者とした理由	介護部門における豊富な業務経験と実績を有し、現在も介護本部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

4．濵田（はまだ）　友則（ともので）　再　任

生年月日	1976年９月８日	所有する当社の株式数	100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2000年 ４月　プラザ商事入社 2012年10月　当社入社 2016年 ７月　当社執行役員　福祉本部長 2018年 ２月　当社取締役　福祉本部長(現任)		
取締役候補者とした理由	福祉部門における豊富な業務経験と実績を有し、現在も福祉本部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

5．武藤（むとう）　輝一（てるかず）　再　任

生年月日	1964年２月10日	所有する当社の株式数	200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1986年 ４月　株式会社丸井入社 1997年 ２月　株式会社船井総研入社 1999年 ８月　ワタミ株式会社入社 2010年10月　ＥＴＯＡＭ株式会社入社 2016年 ４月　株式会社ＰＳＩ　取締役 株式会社ピー・エス・インターナショナル　取締役 2016年10月　当社入社　執行役員　経営管理部長 2020年 ２月　当社取締役　経営管理部長(現任)		
取締役候補者とした理由	長年に亘り経営管理部門に精通しており、豊富な業務経験と実績を有しております。現在も経営管理部長として経営戦略等の重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

6．寺部　達朗（てらべ　たつお）

再　任　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1972年３月15日	所有する当社の株式数	－
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1995年 ４月　日商岩井株式会社入社 2004年 ７月　Rights and Business Management Japan株式会社設立 代表取締役(現任) 2012年 ２月　ルスロジャパン株式会社　監査役(現任) 2012年 ３月　ルスロゼライス株式会社　監査役 2013年 ７月　WMパートナーズ株式会社　パートナー(現任) 2017年 ２月　当社社外取締役(現任) 2018年 ８月　ソノーラテクノロジー株式会社　監査役(現任) 2018年10月　スポーツＸ株式会社　監査役(現任)		
社外取締役候補者とした理由	事業会社における取締役・監査役の経験と幅広い知見を有しており、客観的・中立的な立場から業務執行の監督を担っていることから、引き続き社外取締役として就任をお願いするものであります。		

7．小林　典史（こばやし　のりふみ）

新　任　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1955年７月３日	所有する当社の株式数	－
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1978年 ４月　株式会社すかいらーく入社 1998年 ９月　株式会社モンタボー入社 2012年 ２月　株式会社Ｔ.Ｇ.Ｉフライデーズジャパン入社		
社外取締役候補者とした理由	長年に亘り人事部門に精通し、豊富な業務経験と実績を有しております。客観的・中立的な立場から人事関連の整備等の役割を担っていることから、新たに社外取締役として就任をお願いするものであります。		

(注) １．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．寺部達朗氏及び小林典史氏は社外取締役候補者であります。
３．寺部達朗氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
４．当社は、寺部達朗氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に基づく独立役員に指定しております。寺部達朗氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、小林典史氏が原案どおり選任された場合、同氏を独立役員として届け出る予定です。
５．当社は、寺部達朗氏との間で責任限定契約を締結しており、任務を行ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。なお、寺部達朗氏の再任が承認された場合、当社は寺部達朗氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、小林典史氏が原案どおり選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定です。

第２号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年２月27日開催の第９回定時株主総会において、年額130百万円以内(使用人分給与を含みません。)とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額26百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は５名ですが、本株主総会で第１号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく５名となります。

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年10,000株を上限といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結するものといたします(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。)。

(1) 譲渡制限期間
対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件
対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。
ただし、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由
対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。
また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い
上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都千代田区外神田４－14－１
秋葉原ＵＤＸ南ウイング６Ｆ
秋葉原ＵＤＸカンファレンスＡ・Ｂ

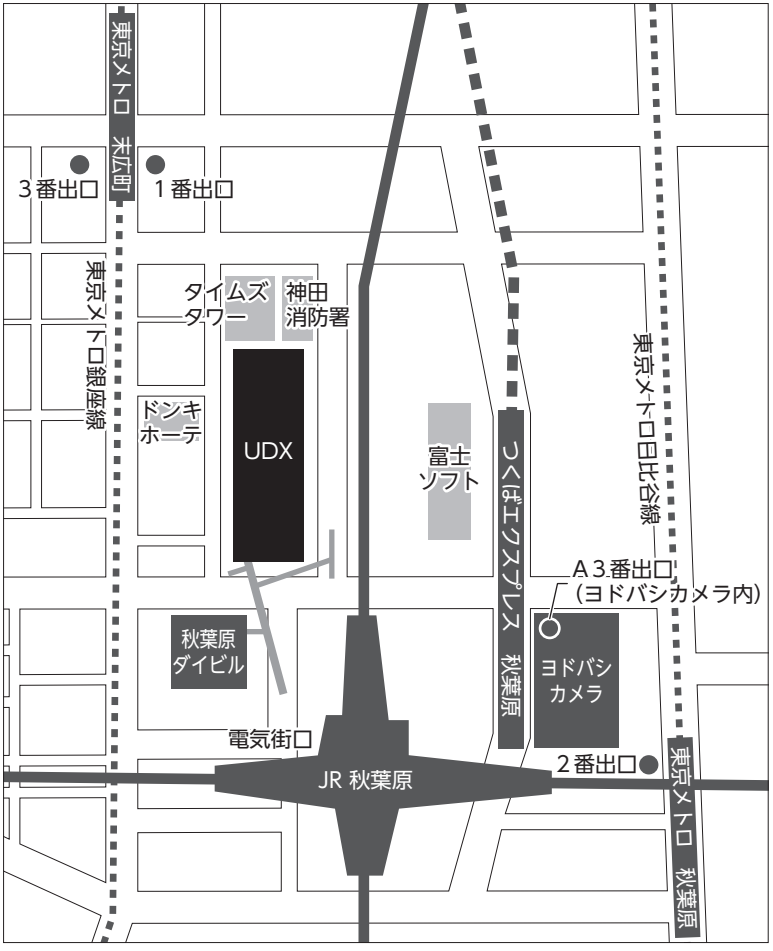

交通のご案内

ＪＲ秋葉原駅徒歩２分

①「電気街口」改札出て右
② 駅前広場よりＵＤＸビル２Ｆ直結のアキバブリッジへ
③ 大型ビジョンの右下オフィスエントランスへ

東京メトロ銀座線
末広町駅徒歩３分

①「１番出口」「３番出口」中央通りを東京(南)方面へ
② 交差点を東側へ
ビル１Ｆ南西部より
階段、又はエスカレーターにて
２Ｆへ

つくばエクスプレス
秋葉原駅徒歩３分

①「Ａ１出口」より
東西連絡通路を西側へ
② ＪＲ電気街口改札前を北側へ
③ ＪＲ秋葉原駅からと同じルートへ

東京メトロ日比谷線
秋葉原駅徒歩４分

①「２番出口」より
昭和通りを上野(北)方面へ
② 大型ビジョンの右下オフィスエントランスへ